

令和5年度 文書指摘事項

サービス名	文書指摘	根拠条文
訪問介護	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族代表の同意ではなく、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	条例第34条第3項
	介護職員等特定処遇改善加算について、介護サービス情報公表システム等を利用し、加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表すること。	処遇改善通知 3(2)④(見える化要件)
	勤務表について、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係及びサービス提供責任者である旨等を明確にしたものに改めること。	条例第31条第1項
	重要事項説明書について、運営規程の概要を記載すること。	条例第8条
	重要事項説明書について、現状の職員配置に沿ったものを作成すること。	条例第8条
	重要事項説明書について、事業の目的を記載すること。	条例第8条
	重要事項説明書について、事故発生時の対応を記載すること。	条例第8条
	重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)を記載すること。	条例第8条
	処遇改善加算Ⅰについて、介護職員の資質向上の支援に関する計画を策定し、その内容を全ての介護職員に周知すること。	大臣基準告示・四
	処遇改善加算Ⅰについて、介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件を定めた書面を作成し、全ての介護職員に周知すること。	大臣基準告示第4号イ(7)
	特定事業所加算Ⅱについて、職員ごとの個別の研修計画に、研修の内容、実施時期を記載すること。	老企第36号第2の2(12)
特定事業所加算Ⅱについて、定期的な会議を開催した際は、その概要を記録しておくこと。	老企第36号第2の2(12)	
訪問看護	勤務形態一覧表について、通所介護と兼務の職員については勤務時間を分けて記載すること。	居宅条例第31条第1項準用
	個人情報の同意書について、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族代表の同意ではなく、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	居宅条例第34条第3項
	重要事項説明書について、看護師等の勤務の体制を記載すること。	居宅条例第8条準用
訪問リハビリテーション	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	条例第34条第3項準用
	重要事項説明書について、最新のものに改めること	条例第8条準用

令和5年度 文書指摘事項

サービス名	文書指摘	根拠条文
居宅療養管理指導	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	条例第97条で準用する第34条第3項
	運営規程について、職員の員数が実際のもものと異なっているため、見直すこと。また、変更の際は指導監査室へ届け出ること。	条例第95条
	運営規程について、通常の実施地域を記載すること。また、利用料について2割・3割の料金についても記載すること。	条例第95条第1項
	勤務表について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確としたものを作成すること。	条例第90条第1項
	個人情報の同意書について、利用者及び家族の個人情報を用いる場合は利用者及び当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	条例第97条で準用する第32条第3項
	従業者が在職中及び退職後においても、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。	条例第97条で準用する第32条第1項及び第2項
	重要事項説明書について、運営規程の概要（通常の事業の実施地域）を記載すること。	条例第97条で準用する第8条
	重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。	条例第97条で準用する第8条
	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針について、従業者に周知・啓発すること。また、相談対応の窓口を労働者に周知すること。	条例第97条で準用する第31条第4項
	通所介護	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族代表の同意ではなく、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
サービス提供体制強化加算Ⅰについて、算定の根拠となる職員の有資格者の割合のわかる書類を整備しておくこと。		老企第36号第2の7(24)、老認発0319第3号第2の3(10)
運営規程について、非常災害対策を記載すること。		条例第106条
介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰにおいて、介護職員任用の際の職位、職責、職務内容を定めた書面を作成し、全ての介護職員に周知すること。		大臣基準告示第二十四で準用する第四イ(7)、大臣基準告示第三百三十六で準用する第四十八イ(7)
介護職員等特定処遇改善加算について、介護サービス情報公表システム等を利用し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表すること。		処遇改善通知 3(2)④(見える化要件)
勤務表について、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。		条例第107条第1項
勤務表について、複数の職種を兼務している職員については職種ごとの勤務時間を記載すること。		条例第107条第1項
勤務表について、併設の施設との勤務を分けて記載すること。		条例第107条第1項
誤薬については事故報告の対象となるため、発生した場合は速やかに報告書を提出すること。		条例第111条
口腔機能向上加算について、口腔機能向上加算を算定できる利用者であるかを確認すること。		老企第36号 第2の7(18)
従業者に対する秘密保持の誓約書がない者がいたので、徴取すること。	条例第113条において準用する第34条第2項	

令和5年度 文書指摘事項

サービス名	文書指摘	根拠条文
通所介護	重要事項説明書について、最新の内容に改めること。また、運営規定の概要（事業の目的及び運営の方針、利用定員、サービス利用に当たっての留意事項、非常災害対策）、第三者評価の実施状況について記載すること。	条例第113条において準用する第8条
	重要事項説明書について、事業の目的、事業所の定員、サービス利用にあたっての留意事項を記載すること。	条例第113条において準用する第8条
	重要事項説明書について、事業の目的、従業者の職種、員数及び職務の内容、勤務体制、指定通所介護の内容、サービス利用にあたっての留意事項、非常災害対策、第三者評価の実施状況について記載すること。	条例第106条
	重要事項説明書について、事業の目的及び運営の方針、指定通所介護事業所の利用定員、非常災害対策について記載すること。	条例第113条において準用する条例第8条
	重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況を記載すること。また、従業者の員数と苦情処理の体制について、最新の情報に改めること。	条例第113条において準用する条例第8条
	重要事項説明書等について、書類が2部とも保管されている者がいたので、利用者に1部交付すること。	条例第113条において準用する条例第8条
	処遇改善加算Ⅲについて、処遇改善の内容（賃金改善を除く）を全ての職員に周知すること。	大臣基準告示第24条により準用する第4号イ(7)
	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。また、相談のための窓口を従業員に周知すること。	条例第107条第4項
	非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への連携及び連絡体制を整備し、それらを定期的に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。また、消火・避難訓練の実施の際は、地域住民との連携に努めること。	条例第109条
利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って速やかに鳥取市へ報告を行うこと。	条例第111条	
第1号通所事業（鳥取市通所介護相当サービス）	運動器機能向上加算について、事後アセスメント結果を介護予防支援事業者に報告を行った際は、継続の可否及びその意見の記録を行うこと。	老認発0319第3号 第2の3(3)
通所リハビリテーション	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意も得ること。	条例第34条第3項準用、予防条例第29条第3項準用
	サービス中の事故について、事故報告書が提出されていなかった。利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合	条例第128条で準用する第39条第1項
	運営規程について、職員の員数を現状に合わせて整理し、変更届を提出すること。	条例第125条
	勤務表について、管理者との兼務関係を明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにすること。	条例第107条第1項準用、予防条例第83条第1項
	指定通所リハビリテーション事業所ごとに、指定通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、専従の理学療法士、作業	条例第107条第1項準用、予防条例第83条第1項
	重要事項説明書について、事故発生時の対応を記載すること。	条例第8条準用、予防条例第8条準用
	重要事項説明書に通常の事業の実施地域を記載すること。	条例第128条で準用する条例第8条
短期入所生活介護	勤務表について、看護職員と機能訓練指導員の兼務関係を明確にすること。	老企第36号 第2の8(10)

令和5年度 文書指摘事項

サービス名	文書指摘	根拠条文
短期入所療養介護	勤務表について、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別を明確にすること。	条例第186条で準用する第107条第1項
	勤務表について、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にしたものに改めること。また、管理者と医師の勤務時間を分けて記載すること。	条例第186条で準用する第107条第1項
	勤務表について、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にしたものに改めること。また、管理者と医師の勤務時間を分けて記載すること。	第196条第1項
	服薬もれについても事故報告書の対象となるため、利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、保険者の介護保険事故報告事務取扱要領に従って速やかに報告を行うこと。	条例第186条で準用する第39条第1項
特定施設入居者生活介護	グローブ代について、利用者負担となっていたが、事業所で負担すべきもののため、改めること。	条例第206条
	サービス提供体制強化加算Ⅰについて、算定の根拠となる職員の有資格者の割合のわかる書類を整備しておくこと。	老企第40号第2の4（18）
	医療機関連携加算について、あらかじめ、情報提供の期間について、協力医療機関等との間で定めておくこと	老企第40号 第2の4（9）、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号別紙1 第2の9（7）
	介護職員等特定処遇改善加算について、介護サービス情報公表システム等を利用し、加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表すること。	処遇改善通知 3（2）④（見える化要件）
	勤務表について、管理者との兼務関係を明確にすること。また、機能訓練指導員の勤務についても職種を明確にすること。	条例第214条第1項
	個別機能訓練加算について、開始時及び3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。	老企第40号第2の4（7）
	個別機能訓練加算について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されていないため、指定時に遡って自主点検を行い過誤調整を行うこと。また、その結果及び関係する保険者について指導監査室に報告すること。	報酬告示 10特定施設入居者生活介護（注7）
	重要事項説明書について、運営規程の概要（事業の目的）を記載すること。	条例第203条、予防条例第172条
	重要事項説明書について、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項として、介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要、要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容を記載すること。	条例第203条第1項
	利用者が無届けで外出し、警察、消防等に捜索の協力を依頼した場合は、事故報告の対象となるため、鳥取市へ報告すること。	条例第218条で準用する第39条第1項
利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って速やかに鳥取市へ報告を行うこと。	条例第218条で準用する条例第39条	
介護老人福祉施設	勤務表について、看護職員と機能訓練指導員の兼務関係を明確にすること。	施設条例第30条第1項
	身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を年2回以上実施することとなっているが、そのうち1回の研修内容が、直接的に身体拘束等の適正化のための内容と言えるものではなかったため、研修の内容の見直しを行うこと。	施設条例第16条第6項第3号

令和5年度 文書指摘事項

サービス名	文書指摘	根拠条文
介護老人保健施設	サービス提供体制強化加算Ⅰについて、算定根拠となる職員の割合について記録を残すこと。また、前年度の職員割合について指導監査室に報告すること。	老企第40号 第2の6 (45)
	勤務表について、介護老人保健施設ごとに、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置を明確にすること。また、従来型とユニット型の兼務職員についても、それぞれの勤務表に記載すること。	老健条例第30条第1項
	勤務表について、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別を明確にすること。	老健条例第30条第1項
	勤務表について、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にしたものに改めること。また、管理者と医師の勤務時間を分けて記載すること。	老健条例第30条第1項
	個人情報利用同意書について、家族代表の記載欄のみであった。介護老人保健施設においては、入居者からの同意をあらかじめ文書により得ること。	老健条例第36条第3項
	身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していなかったため、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上に実施すること。また、速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告し、改善が認められる月までの間、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。	老企第40号 第2の6 (7)
	服薬もれについても事故報告書の対象となるため、利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、保険者の介護保険事故報告事務取扱要領に従って速やかに報告を行うこと。	老健条例第40条第2項
介護医療院	看護職員・介護職員以外の勤務表についても、常勤・非常勤の別を記載すること。	条例第30条第1項
	誤薬（服薬漏れ）については事故報告の対象となるため、発生した場合は速やかに報告書を提出すること。	条例第40条第2項
居宅介護支援	勤務表について、管理者との兼務関係を明確にすること。	条例第22条第1項
	指定居宅介護支援事業所ごとの勤務表について、管理者と介護支援専門員の勤務時間を分けて記載すること。	条例第22条第1項
	重要事項説明書について、事業の目的及び運営の方針について記載すること。	条例第7条第1項
	重要事項説明書に事故発生時の対応についても記載すること。	条例第7条第1項
	重要事項説明書に秘密の保持及び事故発生時の対応についても記載すること。	市条例第7条第1項
	職務の内容、管理者との兼務関係を明確とした勤務表に改めること。	条例第22条第1項
	特定事業所加算Ⅲについて、研修計画には具体的な研修内容を記載すること。また、必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画（以下、「計画」という）を作成すること。	老企第36号 第3の11

令和5年度 文書指摘事項

サービス名	文書指摘	根拠条文
認知症対応型通所介護	サービス提供体制強化加算Ⅱについて、算定根拠となる職員の割合について記録を残すこと。また、前年度の職員割合について指導監査室に報告すること。	報酬基準及び留意事項第2の4(18)
	介護職員等特定処遇改善加算について、介護サービス情報公表システム等を利用し、加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表すること。	処遇改善通知 3(2)④(見える化要件)
	勤務表について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確としたものを作成すること。	条例第81条で準用する第60条の13
	個人情報の同意書について、利用者及び家族の個人情報をを用いる場合は利用者及び当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	条例第81条で準用する第36条
	従業者に対する秘密保持の誓約書が確認できない者がいたため、全員分徴取すること。	条例第81条で準用する第36条
	重要事項説明書について、運営規程の概要(通常の実施地域)について記載すること。	条例第81条で準用する第10条
	重要事項説明書について、認知症対応型通所介護の利用定員、事故発生時の対応、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)を記載すること。	条例第81条で準用する第10条
	処遇改善加算Ⅱについて、介護職員の資質向上の支援に関する計画を策定し、その内容を全ての介護職員に周知すること。	処遇改善通知 3(1)(キャリアパス要件Ⅱ)
	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を定め、従業者に周知・啓発すること。また、相談対応の窓口を労働者に周知すること。	条例第81条で準用する第60条の13
小規模多機能型居宅介護	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は、家族代表の同意ではなく、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	条例第109条で準用する第36条
	サービス提供体制強化加算Ⅰについて、算定根拠となる職員の割合について記録を残すこと。また、前年度の職員割合について指導監査室に報告すること。	報酬基準 第2の5(16)
	サービス提供体制強化加算Ⅱについて、職員ごとに個別の研修計画を作成すること。また、会議の中で共有される利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項について、利用者のADLや意欲についても共有すること。	大臣基準告示・第五十七
	サービス提供体制強化加算Ⅲについて、職員ごとに個別の研修計画を作成すること。	大臣基準告示第57条
	運営推進会議について、適切に実施されていないため実施すること。	条例第109条で準用する第60条の17、
	介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰにおいて定める介護職員任用の際の職位、職責、職務内容及び経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを定めた書面を作成し、全ての介護職員に周知すること。	大臣基準告示・第五十八、
	勤務表について、複数の職種を兼務している職員については職種ごとの勤務時間を記載すること。	条例第109条で準用する第60条の13
	勤務表について、併設のサービス付き高齢者向け住宅との勤務を分けて記載すること。	条例第109条で準用する第60条の13
	誤薬及び服薬漏れについては事故報告の対象となるため、発生した場合は速やかに報告書を提出すること。	条例第109条で準用する第41条
	自己評価、外部評価について、適切に実施されていないため実施すること。	条例第92条
	重要事項説明書について、運営規程の概要(運営の方針)について記載すること。	条例第109条で準用する第10条、予防条例第65条で準用する第11条

令和5年度 文書指摘事項

サービス名	文書指摘	根拠条文
小規模多機能型居宅介護	重要事項説明書について、緊急時等における対応方法を記載すること。	条例第109条で準用する第10条、
	処遇改善加算Ⅰの計画書について、キャリアパス要件を記載し、指導監査室へ報告すること。	大臣基準告示・第五十八、大臣基準告示・百二十七
	小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスにあたる職員数については、前年度の利用者の平均値をもって計算すること。また、それを基に計算した勤務形態一覧表を後日指導監査室へ提出すること。	条例第83条
	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針について、従業者に周知・啓発すること。また、相談対応の窓口を労働者に周知すること。	条例第109条で準用する第60条の13
	総合マネジメント体制強化加算について、多職種共同により小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行ったことがわかる記録を整備すること。また、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状況に応じて、地域の行事や活動に積極的に参加すること。	大臣基準告示第56条
	与薬漏れについては事故報告の対象となるため、発生した場合は速やかに報告書を提出すること。	条例第109条で準用する第41条
認知症対応型共同生活介護	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意も得ること。	条例第129条で準用する第36条第3項
	サービス提供体制強化加算Ⅲについて、算定根拠となる職員の割合について記録を残すこと。また、前年度の職員割合について指導監査室に報告すること。容を公表すること。	大臣基準告示第59号ハ
	介護職員等特定処遇改善加算について、介護サービス情報公表システム等を利用し、加算の取得状況を報告し、賃金以外の処	大臣基準告示第60号の2により準用する第48号の2イ(8)
	勤務表について、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等について記載すること。また、複数の職種を兼務している職員については職種ごとの勤務時間を記載すること。	条例第124条第1項、予防条例第81条第1項
	重要事項説明書について、事業の目的及び運営の方針について記載すること。	条例第129条で準用する第10条
	職場におけるハラスメントについて、相談のための窓口を従業員に周知すること。	条例第124条第4項
	身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していなかったため、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上に実施すること。また、速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告し、改善が認められる月までの間、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。	報酬基準第2の6(2)
	複数の職種を兼務している職員については職種ごとの勤務時間を記載すること。	条例第124条第1項
地域密着型通所介護	勤務表について、常勤・非常勤の別を明確にすること。	条例60条の13
	勤務表について、複数の職種を兼務している職員については職種ごとの勤務時間を記載すること。	条例第60条の13